

第4章 施策の方向性

本章では、第3章で定めた5つの基本方針に基づき実施する施策の基本的方向を示します。その上で、新たな課題への対応とともに5つの基本方針を総合的・横断的視点で推進する環境行政の方針に基づく施策の方向性を示します。

4.1. 健全な生活環境が保全される都市

主要課題

大気汚染対策

- ✓ 大気汚染については、事業所への立入検査などを引き続き実施し、健康被害の発生を未然に防止するとともに、測定・監視を効率的に行い、健康影響が生じる恐れがある場合は、速やかに市民・事業者へ周知する必要があります。

水質保全対策

- ✓ 水質汚濁については、公共用水域の常時監視や特定事業場への立入検査などに引き続き取り組み、水質の保全を図っていく必要があります。
- ✓ 佐鳴湖などの閉鎖性水域については、市民・事業者・行政が協力・連携して、公共下水道への接続促進や合併処理浄化槽への設置替え促進といった流域対策や肥料の適正使用や流出防止といった面減負荷対策などの水質浄化対策のほか、生物の保全・周辺環境の整備を含めた総合的な対策を進める必要があります。
- ✓ 色汚染問題については、着色度測定により監視を行うとともに、地元代表者・学識者・行政など多様な関係者が協働して、効果的で経済的合理性のある脱色方法の検討を進める必要があります。

音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造

- ✓ 「音・かおり・光条例」の周知啓発などを通じて、市民一人ひとりの感覚公害に対する認知度を高め、市民や事業者による自主的な感覚公害の防止の取り組みを促し、市民が求める快適な生活環境の創造を図ることが必要です。

4.1.1. 大気汚染対策

4.1.1.1. 工場・事業場におけるばい煙など排出削減対策

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく規制対象事業所への立入検査

ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「大防法」という。）に基づく規制

対象事業所へ立入検査を実施し、ばい煙などの排出削減のため適正な指導を行います。

4.1.1.2. 自動車排出ガス対策

📌 施策の基本的方向

- 🌿 公共交通機関の利用率の向上
- 🌿 安全な歩行者・自転車走行空間の整備の推進
- 🌿 道路改良による渋滞対策の推進
- 🌿 次世代自動車の普及、関連技術の開発・製品化

ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。

イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。



【自転車走行空間】

ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。

エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。

オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。

カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。

4.1.1.3. 大気汚染情報の的確な監視と市民への情報提供

📌 施策の基本的方向

- 🌿 大気汚染物質や微小粒子状物質 (PM2.5)の監視、観測結果の公表、注意報などの周知

ア 大気汚染物質 (二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント) や微小粒子状物質 (PM2.5) による大気汚染の実態を的確に把握するため、大気測定局での監視を継続し、観測結果を公表します。

イ 大気汚染物質 (二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント) の注意報等が発令されたときや微小粒子状物質 (PM2.5) の注意喚起情報が発表されたときには、速やかに市民・事業所などに周知します。

4.1.1.4. アスベストの大気環境への排出防止

📌 施策の基本的方向

🌿 解体工事などに伴うアスベストの飛散防止対策の指導

- ア 解体工事などに伴うアスベストの飛散を防止するため、大防法に基づく適正処理を周知・指導します。

4.1.2. 水質保全対策

4.1.2.1. 川や湖を守る条例の運用

📌 施策の基本的方向

- 🌿 河川流域の自然環境の保全
- 🌿 閉鎖性水域での水質調査の実施と浄化対策の検討
- 🌿 事業場排水による汚濁の防止
- 🌿 水環境への負荷が少ない肥料の使用方法的普及

- ア 河川流域の自然環境の保全を推進するため、浜松市川や湖を守る条例（平成 20 年浜松市条例第 49 号）に基づき、環境共生区域での河川パトロールなどを実施します。
- イ 浜名湖内湾の中で、猪鼻湖、引佐細江湖、庄内湖など、閉鎖性水域の水質改善を図るため、水質調査を実施し、有効な浄化対策を検討するとともに、効果的な対策の推進を図ります。
- ウ 湖沼保全区域内の特定事業場への立入検査を実施し、事業場排水について適切な指導を行います。
- エ 湖沼保全区域における肥料の使用実態の把握に努めるとともに、同区域において肥料を使用する者に対し、水環境への負荷が少ない肥料の使用方法的普及に取り組みます。

4.1.2.2. 生活用水の安定供給

📌 施策の基本的方向

- 🌿 浄水の高度処理方法の検討
- 🌿 市民・事業者への節水意識の普及啓発

- ア 生活用水については、水源の水質悪化リスクに対する、浄水の高度処理方法を検討します。
- イ 市民・事業者に対して、健全な水循環の重要性などについて情報提供を行うとともに、節水意識の普及啓発に努めます。

4.1.2.3. 生活排水による水環境への負荷低減

👉 施策の基本的方向

- 🌿 公共下水道の接続率の向上と効果的な整備
- 🌿 合併処理浄化槽への設置替えの促進と浄化槽の適切な維持管理の呼びかけ

- ア 公共下水道整備区域において接続率の向上を図るとともに、整備予定区域については効果的な整備を進めます。
- イ 公共下水道整備予定区域外において、くみ取便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯に対し、合併処理浄化槽への設置替えを促すとともに、すべての浄化槽設置者に対し適正な維持管理を呼びかけます。

4.1.2.4. し尿・浄化槽汚泥の安定的な処理の確立

👉 施策の基本的方向

- 🌿 し尿処理施設の適切な運転と維持管理
- 🌿 ライフサイクルコストの低減と、将来を見据えたし尿処理施設の統廃合と整備計画
- 🌿 大規模災害時における強靱なし尿処理体制の確立

- ア し尿処理施設の適切な運転管理体制を確立するとともに、性能水準確保のため、年次計画に基づく維持管理を行います。
- イ し尿処理施設のライフサイクルコストの低減を図るとともに、下水道接続率の向上や将来の人口減少を見据え、施設の統廃合や長寿命化計画により、改修工事と予防保全を行うことで、安定的なし尿処理体制の確立を図ります。
- ウ 予測される大規模災害時に対応可能なし尿処理体制を構築します。

4.1.2.5. 工場・事業場における排水対策

👉 施策の基本的方向

- 🌿 工場・事業場に対する排水基準の遵守の徹底と、排水対策の強化の呼びかけ
- 🌿 排出基準が適用されない工場・事業場における自主的な対策への助言・指導
- 🌿 着色度測定の実施と公共用水域等色汚染対策協議会における色汚染問題対策の検討

- ア 工場・事業場における排水基準の遵守はもとより、一層の汚濁負荷削減のため、排水対策の強化への協力を求めていきます。
- イ 排出基準が適用されない工場・事業場に対しては、排水の自主測定の実施などの自主的な対策について助言・指導を行います。
- ウ 良質な水質を守るため、着色度測定などにより監視を行うとともに、公共用水域等色汚染対策協議会において色汚染問題対策について検討します。

4.1.2.6. 市民や各種団体との連携による活動の推進

📌 施策の基本的方向

- 🌿 環境活動への参加者・参加団体との連携
- 🌿 NPO・自治会・事業者などの水環境改善に向けた意識向上

- ア 環境活動を通じて、参加者・参加団体と連携を図りながら、清掃活動や動植物の保全活動、勉強会などを開催し、河川、湖沼などの水質改善対策事業を推進します。
- イ NPO・自治会・事業者などと幅広く協働し、水環境に関する意見交換会の開催などを通じて、水環境改善に向けた意識向上を図ります。
- ウ 広報紙やインターネット等による水質調査結果の公表などを通じて、水環境改善のための施策について市民の理解と協力を得られるよう取り組みます。



【ウエルカメクリーン作戦】

4.1.2.7. 水質汚濁状況の的確な監視

📌 施策の基本的方向

- 🌿 水質監視体制の整備と監視結果の公表

- ア 河川・湖沼など、公共用水域の測定点や、測定回数、測定項目を見直すなど、水質の実態を的確に把握する体制を整え、常時監視を実施し、監視結果を公表します。

4.1.3. 音・かおり・光に関する生活環境の保全及び創造

4.1.3.1. 感覚公害に対する指導、啓発活動

📌 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく感覚公害に関する指導、啓発活動の推進

- ア 静岡県生活環境の保全等に関する条例（平成 10 年静岡県条例第 44 号。以下「生活環境保全条例」という。）、音・かおり・光条例に基づき、生活騒音対策に関する指導、啓発活動を推進します。
- イ 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）や生活環境保全条例、音・かおり・光条例に基づき、悪臭対策に関する指導、啓発活動を推進します。
- ウ 音・かおり・光条例の規定に基づき、照明器具などの減灯などの協力要請、照明器具などの設置における配慮、営業時間外における減灯又は消灯の奨励、投光器などの使用の制限について、市民・事業者にも協力を求めます。



4.1.3.2. 浜松市音・かおり・光資源の保全

👉 施策の基本的方向

- 🍃 浜松市音・かおり・光資源の周知

- ア 音・かおり・光条例に基づき選定した浜松市音・かおり・光資源を、広く市民に周知します。

4.1.4. 騒音・振動・悪臭対策

4.1.4.1. 自動車騒音・振動対策の推進

👉 施策の基本的方向

- 🍃 公共交通機関の利用率の向上
- 🍃 安全な歩行者・自転車走行空間の整備
- 🍃 道路改良による渋滞対策の推進
- 🍃 道路改良による自動車騒音・振動の緩和対策の推進

- ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。
- イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院などと連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。
- ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。

- エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。
 - オ 良好な住環境を保全するため、高機能舗装の整備や街路樹の配置により、自動車騒音・振動の緩和対策を推進します。
- ※ ア～エは、4.1.1.2.再掲

4.1.4.2. 工場・事業場及び建設作業における騒音・振動対策の推進

📖 施策の基本的方向

🌿 法令に基づく規制と騒音・振動対策の低減手法の指導

- ア 工場・事業場及び特定建設作業現場からの騒音・振動を抑制するため、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）や生活環境保全条例に基づく規制・指導を行います。
- イ 低騒音型設備の導入や防音対策の手法を指導します。

4.1.4.3. 航空機騒音対策の推進

📖 施策の基本的方向

🌿 関係機関との連携による航空機管理者への騒音対策の呼びかけ

- ア 浜松飛行場周辺の航空機騒音対策については、県などと協力し、管理者に対して騒音の低減対策の推進、防音工事の実施を図るよう求めます。

4.1.4.4. 悪臭対策の推進

📖 施策の基本的方向

🌿 法令に基づく規制と悪臭防止対策の手法の指導

- ア 地域で発生する悪臭を抑制するため、その発生源に対して悪臭防止法や生活環境保全条例に基づく指導を行います。
- イ 悪臭防止に向けた指導啓発に努めます。
- ウ 畜産農家に対し、県との連携による現場確認や指導、悪臭対策講習会への参加を支援します。
- エ 畜産経営に起因する悪臭を防止するため、処理施設及び処理機械の導入を促進するとともに、新たな悪臭防止対策を検討します。

4.1.4.5. 騒音・振動の的確な監視

👉 施策の基本的方向

🌿 各種騒音・振動の測定と結果の公表

- ア 自動車騒音、環境騒音（一般地域）、航空機騒音、新幹線鉄道騒音・振動に係る測定を継続して実施し、測定結果を公表します。

4.1.5. 土壌・地下水汚染の防止

4.1.5.1. 工場・事業場などの敷地土壌の汚染防止

👉 施策の基本的方向

🌿 法令に基づく土壌・地下水調査の監視・指導と適切な汚染の除去等の措置の指示

- ア 有害物質を取扱う工場・事業場などに対する監視・指導の徹底を図ります。
- イ 有害物質を取扱う工場・事業場の廃止などによる利用形態の変更や移転に際しては、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「土対法」という。）に基づく土壌調査及び地下水調査を実施するよう事業者¹に指導します。
- ウ 土壌・地下水の汚染が判明した場合には、適切な汚染の除去等の措置を図るよう事業者¹に指示します。

4.1.5.2. 環境保全に配慮した農業と農業水利施設の維持管理

👉 施策の基本的方向

- 🌿 環境保全に配慮した農業生産者のエコファーマー認定
- 🌿 農業水利施設の適切な維持管理による塩水化の防止

- ア 堆肥などの土づくりや減化学肥料・減農薬など環境保全に配慮した農業生産者をエコファーマーとして認定し、環境保全型農業を推進します。
- イ 海岸沿いの平坦地における、地下水位の低下による塩水化を防止するため、農業用水の確保を図るとともに、農業水利施設の適切な維持管理を図ります。

4.1.5.3. 地下水の水質調査と浄化対策の徹底

👉 施策の基本的方向

- 🌿 地下水の水質調査の実施
- 🌿 汚染源に対する継続的な浄化対策の実施の指導
- 🌿 汚染地域の継続的な監視

- ア 地下水の汚染状況を把握するため、地下水の水質調査を定期的を実施します。
- イ 汚染井戸が発見された場合には、汚染の範囲、程度、汚染原因の究明などの調査を実施するとともに、汚染源に対して、継続的な浄化対策の実施を指導します。
- ウ 汚染地域について、継続的に監視を行うために、定点モニタリング調査を実施し、浄化対策による改善効果や汚染の推移を確認します。

4.1.5.4. 地下水のかん養

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく規制と地下水に関する調査の実施
- 🌿 地下水利用事業者に対する自主的な取り組みの呼びかけ
- 🌿 湧水に関する情報の収集と保全対策

- ア 静岡県地下水の採取に関する条例（昭和 52 年静岡県条例第 25 号）に基づき、地下水の揚水の規制・指導を行います。
- イ 地下水位の観測や塩水化調査に継続的に取り組みます。
- ウ 地下水を利用している各事業者の自主的な取り組みについて、継続して協力を求めていきます。
- エ 健全な水循環を示す湧水について、情報を収集するとともに、保全に向けた取り組みを進めます。



【健全な水循環を示す湧水】

4.1.5.5. 工場・事業場に対する指導

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく有害物質の地下水への浸透の防止策の指導と地下水・土壌調査の命令

- ア 有害物質を取扱う工場・事業場などに対して、有害物質の地下水への浸透の防止策を指導します。
- イ 地下水汚染の未然防止を図るため、必要に応じ土対法に基づく調査を命令します。

4.1.6. 有害化学物質などの対策の推進

4.1.6.1. 工場・事業場の監視と指導

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく有害化学物質の排出抑制のための規制・指導

- ア 大防法、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）などに基づき排出規制の対象となっている有害化学物質について、排出抑制のための規制・指導を行います。

4.1.6.2. PCB（ポリ塩化ビフェニル）、アスベスト廃棄物の適正処理

👉 施策の基本的方向

- 🍃 法令に基づく PCB、アスベスト廃棄物の適正処理のための監視・指導
- 🍃 飛散性アスベストの安全な埋立処分の呼びかけ

- ア PCB、アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）などに基づき適正に処理されるよう、監視・指導を行います。
- イ 市内での飛散性アスベストの埋立処分については、圧縮固化などのより安全性が高いものとなるよう事業者へ呼びかけます。

4.1.6.3. 農薬類の適正な使用

👉 施策の基本的方向

- 🍃 農薬類の使用量の低減や耕作土の流出の抑制

- ア 農地などでの農薬類の適正使用の指導による使用量の低減や耕作土の流出を抑制するため流出防止対策を促します。

4.1.6.4. 野焼きの防止

👉 施策の基本的方向

- 🍃 違法な野焼きの監視・指導

- ア 違法な野焼きを防止するための監視・指導を行います。

4.1.6.5. ダイオキシン類に関する監視

👉 施策の基本的方向

- 🍃 ダイオキシン類の測定と結果の公表

- ア 河川水、河川の底質、土壌、大気などを対象としたダイオキシン類の測定を継続して実施し、測定結果を公表します。

4.1.6.6. 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善

👉 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく化学物質排出量などの報告の指導
- 🌿 化学物質排出量などの情報提供

- ア 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号。PRTR 法。）に基づき、対象事業者に化学物質排出量などの報告の徹底を指導します。
- イ 地域別、事業者別などにおける化学物質の種類や排出量、移動量などの情報を市民に提供し、事業者の自主的な化学物質の管理改善を促進します。

4.1.6.7. 有害大気汚染物質の監視

👉 施策の基本的方向

- 🌿 大気中の有害大気汚染物質の測定・監視

- ア 大気中のベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質の測定・監視を行い、問題がある場合には対策を図ります。

4.1.6.8. 市民マナー条例の運用

👉 施策の基本的方向

- 🌿 条例に基づく迷惑行為の排除

- ア 歩きたばこやポイ捨てなどの迷惑行為を禁止した「浜松市快適で良好な生活環境を確保する条例（通称：市民マナー条例）」に関する啓発活動を推進し、快適で良好な生活環境の実現に向けて、市民や事業者の意識向上を図ります。

環境基準^{※1}の達成状況

測定項目		達成状況	
		平成25年度 (2013)	
環境基準に 係る 達成状況	市内の一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局のうち、大気環境基準値を達成した測定局の割合(達成地点数/測定地点数)	二酸化硫黄(SO ₂)	100% (6/6)
		二酸化窒素(NO ₂)	100% (10/10)
		一酸化炭素(CO)	100% (3/3)
		浮遊粒子状物質	100% (10/10)
		光化学オキシダント	0% (0/10)
		微小粒子状物質 (PM2.5)	0% (0/4)
環境基準に 係る 達成状況	公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準を達成した測定地点の割合(達成地点数/測定地点数)	河川 (BOD)	100% (7/7)
		湖沼 (COD)	0% (0/2)
		海域 (COD)	100% (6/6)

※1 環境基準の評価方法は、環境庁大気保全局長通達に基づく。(光化学オキシダントは短期的評価、それ以外の項目については長期的評価による)

4.2. 資源を有効に活用する循環型都市

主要課題

一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

- ✓ 本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者に 3R の取り組みを促す施策を実施し、ごみの減量と資源化を推進することが必要です。
- ✓ ごみの減量と資源化についての意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働で住みよいまちを構築していくことが必要です。
- ✓ 広大な市域を抱えることから、ごみの運搬距離が長距離になっています。また、ごみ処理施設の老朽化も進んでいるため、安定的かつ効率的なごみ処理と資源化が行える体制を整備する必要があります。

産業廃棄物対策の推進

- ✓ 産業廃棄物の多量排出事業者や処理業者に対し、引き続き減量化や再生利用の取り組みを要請するとともに、不法投棄撲滅に向けた監視体制の構築や地域への啓発活動が必要です。

バイオマスの活用

- ✓ バイオマスの活用にあたっては、現状で未利用となっている材を活用し、既存の活用形態に影響を及ぼさないよう配慮する必要があります。
- ✓ バイオマスは、原材料として利用するマテリアル利用を軸とするものの、本市域のエネルギー自給率向上に資するエネルギー利用のための新たな仕組みづくりも必要です。
- ✓ 本市で発生するバイオマスのうち、賦存量に対して活用が進んでいない「間伐材」と「生ごみ」を重点的に活用していくことが必要です。

4.2.1. 一般廃棄物の減量とリサイクルの推進

4.2.1.1. ごみの減量と資源化の推進

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 生ごみの減量の推進
- 🍃 紙類減量の促進
- 🍃 資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備
- 🍃 ごみ処理有料化の検討
- 🍃 事業系ごみの減量、資源化、適正処理などの推進

- ア 生ごみの水切りに関する情報発信を行います。
- イ 堆肥化容器の配付や生ごみ処理機購入補助などを通じて、生ごみの減量を推進します。
- ウ 雑がみ回収促進のための資源物回収保管庫貸与事業を実施します。
- エ 資源物の回収拠点のあり方について、総合的な検討を行い、再構築を図ります。
- オ 使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充します。
- カ もえるごみなどの有料化の導入の可能性について調査・研究し、その結果を基に検討委員会などを設置し協議します。
- キ 大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量などの促進に向け、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（平成25年浜松市条例第58号。以下「廃棄物条例」という。）に基づいて指導を行います。
- ク 清掃工場における資源物や処理困難物の混入防止のために監視・指導を行います。



【生ごみの水切り】



【堆肥化容器】

4.2.1.2. 意識啓発と環境教育の推進

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 ごみ排出ルールの周知徹底
- 🍃 ごみ減量に関する環境教育の充実
- 🍃 不法投棄防止対策と資源物持ち去り取締りの強化

- ア ごみ排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行います。
- イ 3R などに関する出前講座や説明会を実施します。
- ウ 小学生社会科副読本「ごみとわたしたち」などを配布し、子供を対象とした環境教育を促進します。
- エ ごみ減量を行動に移すための動機付けになる情報の発信を推進します。
- オ 資源物持ち去りを禁止するため、廃棄物条例に基づき罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化します。



【小学生社会科副読本】

4.2.1.3. 安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備

☞ 施策の基本的方向

- 🍃 ごみ処理施設の新設及び統廃合の検討
- 🍃 ごみ収集運搬方法の検討

- ア 新清掃工場及び新破碎処理センターの建設に着手します。
- イ 西部清掃工場の現在の契約終了後の更新手法などについて検討します。
- ウ 旧ごみ施設を計画的に解体をします。
- エ 新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討します。
- オ 戸別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討します。

4.2.1.4. 市の率先行動

👉 施策の基本的方向

- 🍃 グリーン購入の推進と文具の使用量削減
- 🍃 ごみの適正処理や3Rの推進

- ア 環境やリサイクルに配慮した商品、再生品など、環境配慮型商品を率先して購入するグリーン購入を推進するとともに、文具の使用量削減を実施します。
- イ 私物ごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、コピー用紙などの使用量削減、封筒の再使用、不要紙のリサイクルの推進を実施します。
- ウ 課内で不要となった備品、物品の情報を全庁で共有し、他部署での再使用を実施します。

4.2.2. 産業廃棄物対策の推進

4.2.2.1. 産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

👉 施策の基本的方向

- 🍃 多量排出事業者に対する処理計画の策定指導
- 🍃 公共工事における産業廃棄物の発生抑制

- ア 多量排出事業者に対し、廃棄物処理法に基づく「産業廃棄物処理計画」の策定やその具体化を指導し、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を促進します。
- イ 市が発注する工事などにおいては、産業廃棄物の発生抑制に努めます。

4.2.2.2. 産業廃棄物の適正管理・適正処理の推進

👉 施策の基本的方向

- 🍃 産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止の指導
- 🍃 産業廃棄物の処理状況の適正管理の指導
- 🍃 排出事業者や処理業者に対する立入検査等の強化
- 🍃 産業廃棄物の不法投棄の監視活動の強化

- ア 排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物の不適正処理や不法投棄の防止を指導し、安全と安心を担保します。
- イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の活用により、処理状況を正確に把握・管理するよう指導します。
- ウ 排出事業者や処理業者に対して立入検査を実施し、産業廃棄物の保管基準や処理施設の維持管理基準などを遵守し、適正に行われるよう監視・指導を行います。
- エ 不法投棄が多発する地域においては、重点的な監視・指導を行うなど監視活動の強化を行います。



【不法投棄パトロール】

4.2.2.3. 排出事業者・処理業者・市民・行政などの協働による連携強化

📌 施策の基本的方向

- 🌿 不法投棄の実態や違法性についての広報・啓発活動の実施
- 🌿 業界団体と連携した研修会・講習会の実施
- 🌿 関係行政機関と連携した産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集

- ア 市民に不法投棄の実態や違法性に対する認識を広めるため、広報・啓発活動を実施します。
- イ 産業廃棄物協会などの業界団体と連携して、排出事業者・処理業者向けの適正処理に関する研修会や講習会を実施します。
- ウ 都道府県や政令指定都市と連携し、産業廃棄物の再生利用などについての技術、実態などに関する意見交換・情報収集を行います。



【適正処理説明会】

4.2.2.4. 排出事業者における処理責任の徹底

📌 施策の基本的方向

- 🌿 法令に基づく排出事業者における処理責任の徹底

- ア 浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成 23 年浜松市条例第 44 号）に基づき、排出事業者に対して、産業廃棄物管理責任者の設置、処理委託先への実

地確認、県外産業廃棄物搬入の事前協議を指導し、排出事業者の処理責任の徹底を図ります。

4.2.2.5. 産業廃棄物処理施設の設置

☞ 施策の基本的方向

🍃 法令に基づく生活環境に配慮された廃棄物処理施設の設置

- ア 産業廃棄物の処理施設は、浜松市廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成 17 年浜松市条例第 29 号）を適正に運用し、より生活環境に配慮されたものとなるよう努めます。

4.2.3. バイオマスの活用

4.2.3.1. バイオマスの確保

☞ 施策の基本的方向

🍃 バイオマスの搬出・収集に係る労力・コスト軽減のための支援の検討

- ア 未利用間伐材の搬出に係る労力・コストを軽減するための支援を検討します。
- イ 剪定枝、廃食用油、古紙の回収拠点を増設し、市民が持ち寄りやすい環境づくりを進めます。
- ウ もえるごみとして出されている生ごみの分別・収集方法について、調査・研究します。



【剪定枝回収】

4.2.3.2. バイオマスのマテリアル利用

☞ 施策の基本的方向

🍃 法令に基づくバイオマスのマテリアル利用の徹底
🍃 バイオマスのマテリアル利用手法の周知
🍃 バイオマスのマテリアル利用に係る労力・コスト軽減のための支援の検討

- ア 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）、食品循環資源の再利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）などに基づき、産業廃棄物（木くず・動植物性残さ・家畜ふん尿など）のリサイクルの徹底を啓発します。
- イ 市民及び事業者に対し、バイオマス利用手法・回収事業などを周知し、バイオマ

ス回収率の向上を図ります。

- ウ 家畜ふん尿の堆肥化にかかる労力・コストを軽減し、堆肥の量や質を向上するための支援を行います。

4.2.3.3. バイオマスのエネルギー利用

施策の基本的方向

- 木質ペレットなど、現在製造されているバイオマスの継続的な需要先の確保
- バイオマス発電事業や熱電併給事業の誘致の推進
- 未利用バイオマスのエネルギーとしての利用方法の調査・研究

- ア 木質ペレット製造の効率改善を図るとともに、継続的な需要先を確保します。
- イ 廃食用油から製造した **BDF** をごみ収集車などの燃料として活用するとともに、ボイラー燃料への使用を検討します。
- ウ 木質バイオマスを燃料とした発電事業や熱電併給事業を推進します。
- エ 事業系生ごみを燃料とした、民間事業者によるバイオマス発電を推進します。
- オ 下水汚泥は大きなエネルギーとして利用価値を有していることから、新技術や社会動向を踏まえ、利用方法を調査・研究します。



【木質ペレット製造施設】

環境指標

環境指標	現状値	目標値
	平成 25 年度 (2013)	平成 36 年度 (2024)
1 人 1 日当たりの一般廃棄物排出量 (本市人口により 1 日当たりの一般廃棄物排出量を算出)	897.7g/人・日	850.5g/人・日
リサイクル率 ((資源物量+再資源化量) / 総排出量)	21.5%	30.1%
バイオマス活用率 ^{※1} (活用量/発生量)	平成 23 年度 (2011) ----- 67%	78%

※ バイオマスは、種類によって成分に違いがあるため炭素量を基準とする。

※1 バイオマス活用率は、間伐材・木くず・生ごみ・家畜ふん尿・剪定枝・廃食用油・古紙・下水汚泥の発生量と活用量の合計を炭素換算して算出したもの。なお、下水汚泥活用率は 100%として計算している。バイオマスの種類ごとの活用率については、「浜松市バイオマス活用推進計画」参照。

4.3. エネルギーを無駄なく賢く利用する都市

主要課題

地球温暖化対策の計画的な推進

- ✓ 1990 年度比で大幅に増加している民生業務・家庭部門の温室効果ガス排出量の削減のため、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進を施策の両輪として、ハードとソフトの両面から対策を講じていくことが必要です。
- ✓ 都市機能が集積した複数の拠点形成と、過度に自家用車へ依存しない、公共交通を基本とした拠点ネットワーク型都市構造を構築し、都市の低炭素化を促進していくことが必要です。

再生可能エネルギーなどの導入

- ✓ 安全・安心で安定的なエネルギーを確保するため、地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用が必要です。

省エネルギーの推進

- ✓ 市役所においては、市域の温室効果ガス排出量の約3%を占める大規模事業者として、省エネ改修や施設の適正な運用管理などにより、省エネルギーを推進していくことが必要です。

CO₂吸収源の確保

- ✓ 林業者による森林保全の取り組みだけでなく、企業等の社会貢献と森林保全の連携、市街地等の道路や住宅、事業所の緑化によってCO₂吸収源としての森林や緑地を確保することが必要です。

4.3.1. 地球温暖化対策の計画的な推進

4.3.1.1. 地球温暖化対策推進のための計画の策定

📌 施策の基本的方向

🌿 本市の実態を踏まえた温室効果ガスの排出を抑制するための計画策定

- ア 国・県が策定する新しい地球温暖化対策実行計画などと整合性を図りながら、本市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策を定めた「浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。
- イ 市の事務事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減のため、「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

4.3.2. 再生可能エネルギーなどの導入

4.3.2.1. 地域特性を活かした再生可能エネルギーなどの導入

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 再生可能エネルギーによる地産エネルギーの確保
- 🌿 再生可能エネルギーを補完する分散型電源の導入
- 🌿 地域に適したエネルギー地産地消システムの構築

ア 全国トップクラスの日照時間を活かし、住宅、事業所、工場などへの太陽光発電の導入や大規模太陽光発電所の誘致を推進します。

イ 「バイオマス産業都市構想」に基づき、未利用木材や生ごみなどを活用したバイオマス発電事業を推進します。

ウ 河川や農業用水、山間地域や遠州灘沿岸に吹く風など、豊かな自然環境を活かした小規模水力発電や風力発電などの導入を推進します。

エ ガスコージェネレーションなど、再生可能エネルギーを補完する災害に強くエネルギー効率が高い安定的な分散型電源の導入を推進します。

オ 地域の再生可能エネルギーを活用した新たな電力需給システムを構築し、エネルギーの地産地消を推進します。



【大規模太陽光発電所】

4.3.2.2. 市の率先行動

☞ 施策の基本的方向

- 🌿 市有施設への再生可能エネルギーの導入

ア 太陽光発電など、市有施設への再生可能エネルギーの導入を推進します。

イ 災害対応照明など、再生可能エネルギーを防災機能にも活用します。

ウ ごみ焼却施設の熱エネルギーを有効活用します。

4.3.3. 省エネルギーの推進

4.3.3.1. 省エネルギーに配慮した都市整備と建物の省エネルギー化の推進

📖 施策の基本的方向

- 🌿 拠点ネットワーク型都市構造の構築
- 🌿 エネルギーを最適利用する社会の実現
- 🌿 建物の省エネルギー化の推進
- 🌿 浜松の気候特性を活かした住宅の設計手法やエコな暮らし方の普及啓発
- 🌿 地域における省エネルギーの推進

- ア 拠点ネットワーク型都市構造の構築を図り、低炭素都市形成や効率的な都市経営が可能となる集約型の都市を推進します。
- イ 住宅やビル、工場等へのエネルギーマネジメントシステムの導入や、スマートコミュニティの実証などを進め、エネルギーを最適利用する社会を実現します。
- ウ 家庭、業務、製造業などに高効率機器の導入や省エネ改修、新築建物のゼロエネルギー化を推進し、建物の省エネルギー化を推進します。
- エ 静岡県・浜松市地域温暖化防止活動推進センターとの連携により一般住宅を対象とした「家(うち)エコ診断」の普及を推進します。
- オ 「浜松市エコハウスモデル住宅」を活用して、浜松の気候特性を活かした設計手法やエコな暮らし方を周知・啓発するとともに、エコハウスを普及させるために「エコハウスコンテスト」を実施します。
- カ 自治会が設置している防犯灯や商店街の街路灯などのLED化を推進します。

4.3.3.2. 交通部門における省エネルギーの推進

📖 施策の基本的方向

- 🌿 公共交通機関の利用率の向上
- 🌿 安全な歩行者・自転車走行空間の整備
- 🌿 道路改良による渋滞対策の推進
- 🌿 次世代自動車の普及、関連技術の開発・製品化
- 🌿 エコドライブの周知・啓発

- ア 市民の生活を支えるために必要な公共交通サービスを維持するとともに、地域が主役となって育てる持続可能な公共交通を目指し、地域の実情に合うよう運行形態の改善を検討します。
- イ 公共交通機関の利用を高めるために、主要な鉄道駅、大型商業施設、総合病院等と連携し、パーク&ライドやサイクル&ライドを推進します。
- ウ 歩行者や自転車にも安全な歩行空間と自転車走行空間の整備を進めます。
- エ 渋滞多発ポイントにおける交差点の改良及び道路の拡幅事業などにより渋滞対策を進めます。

オ 事業者による次世代自動車の関連技術の開発・製品化を促進します。

カ 市民・事業者に対し環境への負荷が少ない次世代自動車の普及を促進します。

キ ふんわりアクセル「e スタート」、加減速の少ない運転、アイドリングストップなどのエコドライブによるエネルギー効率の良い、無駄のない運転を奨励します。

ク エコドライブ講習会の開催などにより、市民や事業者に対してエコドライブの周知・啓発を図ります。

※ ア～カは、4.1.1.2.再掲



【電気自動車用急速充電器】

4.3.3.3. 市民・事業者への意識啓発

☞ 施策の基本的方向

- 省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着
- 市民・事業者の新エネ・省エネの取り組みの推進
- 地域における地球温暖化対策についての連携事業・普及啓発・情報提供等の拡大
- 浜松市地球温暖化防止活動推進員と協働した、地球温暖化対策の現状と知識の普及・活動の推進

ア 環境家計簿、広報、各種キャンペーン、環境教育などを通じて、市民・事業者に向けて省エネ製品や技術、手法の啓発活動を行い、省エネルギーに配慮したライフスタイル・ビジネススタイルの定着を目指します。

イ エネルギー使用量の低減に率先的に取り組む事業者を新エネ・省エネトップランナー事業者として認定することで、事業者の新エネ・省エネの取り組みを推進します。

ウ 浜松市地球温暖化防止活動推進センターと「浜松市省エネネットワーク」を中心に、事業者・市民が持つ情報や取り組みを結びつけ、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進についての連携事業・普及啓発・情報提供などの拡大を図ります。

エ 浜松市地球温暖化防止活動推進員と協働して、地域における地球温暖化対策や省エネルギーの推進を図ります。

4.3.3.4. 市の率先行動

☞ 施策の基本的方向

- 市有施設の省エネルギー化の推進
- エネルギー管理標準（省エネマニュアル）の作成
- 次世代自動車の率先導入

- ア 市有施設の省エネルギー化を効率的に推進することで、エネルギーの継続的な低減を図るとともに、省エネ手法を啓発し市域全体へ広げていきます。
- イ 市有施設において、空調や照明などを適正に管理するエネルギー管理標準（省エネマニュアル）を作成します。
- ウ 次世代自動車を公用車へ率先して導入します。

4.3.4. CO₂吸収源の確保

4.3.4.1. FSC[®]森林認証の拡大と事業者の CSR 活動

⇒ 施策の基本的方向

- 🌿 地元産の FSC 材に対する付加価値の創出
- 🌿 森林を活用した取り組みの推進

- ア 地元産の FSC 材に対する付加価値を創出する制度を検討します。
- イ 森林 NPO、林業関係者等の協力のもと、企業の CSR 活動としての森づくり事業の範囲拡大を推進していきます。



【FSC[®] 認証林】

4.3.4.2. 地域材を使用した木造住宅の普及

⇒ 施策の基本的方向

- 🌿 地域材を使用した木造住宅の普及

- ア 「天竜材の家百年住居る事業」を実施することで、地域材を使用した木造住宅の普及拡大を目指し、CO₂の固定化を推進します。
- イ 浜松市エコハウスモデル住宅を活用し、地域材を使用した木造住宅の普及啓発を行います。



【浜松市エコハウスモデル住宅】

4.3.4.3. 都市の緑化の促進

📌 施策の基本的方向

🌿 市内の自然環境の骨格となるみどりの保全

ア 市内の自然環境の骨格となるみどりである、市北部の森林、天竜川河岸段丘の斜面樹林、遠州灘海岸、天竜川、浜名湖などの保全を図ります。

環境指標

環境指標	現状値	目標値
市域の温室効果ガス排出量の削減目標 ^{*1}	-	-
	-	-
電力自給率 (市内に立地する再生可能エネルギー等の年間発電量(電力会社以外) / 市内の年間総電力使用量)	平成 25 年度 (2013)	平成 42 年度 (2030)
	6.6%	20.3%

※1 市域の温室効果ガス排出量の現状値及び目標値は、「浜松市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の見直しにあわせて定めます。